

市民等からの電子メールの取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 市民等からの電子メールの取扱いについて、別に定めのあるもののほか、この要綱により定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民等からの電子メール」とは、各議員へ直接電子メールで送付され、又は横須賀市議会ホームページに寄せられたメールをいう。

(取扱方法)

第 3 条 原則として、市民等からの電子メールのうち、各議員へ直接送付されたものは当該議員が、横須賀市議会ホームページに寄せられたメールは議会局がその回答に当たるものとする。

2 前項の回答については、原則として電子メールにより回答するよう努めるものとする。

3 市民等からの電子メールに対して、回答に時間を要するものについては、現在の状況を市民等からの電子メールの提出者（以下「提出者」という。）へ速やかに通知する。

4 市民等からの電子メールに対する回答の要否については、議員個人の判断によるものとする。ただし、次に掲げるような内容の電子メールについては、原則として回答は要しないものとする。

(1) 個人情報

(2) 他人を誹謗中傷するような情報

(3) 議員活動に直接関連のない情報

(4) 横須賀市議会議員政治倫理条例に違反する情報

(5) その他公序良俗に反する情報

(氏名等が不明の市民等からの電子メールの取扱い)

第 4 条 提出者の住所、氏名等が明らかにされていないが電子メールの発信元が特定できるため回答する場合において、住所、氏名等を特定する必要があるときは、住所、氏名等を明らかにするよう通知することができる。

2 前条（第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に関わらず次の各号に該当する場合は、議会局において供覧するに留めることができる。

(1) 電子メールの発信元が特定できないとき。

(2) 申し出の内容の意味が不明のとき。

(3) 前項に規定する通知に対する回答がないとき。

(4) 明らかに回答を求めているとき。

(5) その他、回答することが適切でないとき。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。